

參考資料

倉敷市新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成25年6月28日

倉敷市長 伊東香織

倉敷市条例第26号

倉敷市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、倉敷市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他本市の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

倉敷市訓令第18号

序 中 一 般

倉敷市新型インフルエンザ等対策本部に関する規程を次のように定める。

平成25年11月14日

倉敷市長 伊東香織

倉敷市新型インフルエンザ等対策本部に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉敷市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年倉敷市条例第26号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、倉敷市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の組織)

第2条 副本部長は、副市長をもって充てる。

2 本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ本部長が指名した副本部長がその職務を代理する。

3 本部員は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第35条第2項第1号から第3号までに掲げる者のほか、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(対策本部の協議事項等)

第3条 対策本部の会議においては、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 感染及び感染拡大を防止するための総合的な対策に関すること。
- (2) 市民等への感染予防策及びまん延防止策（以下「感染予防策等」という。）に係る情報提供に関すること。
- (3) 医療提供体制の確保に関すること。
- (4) 法第28条第7項に規定する特定接種（以下「特定接種」という。）の実施形態、実施場所等に関すること。
- (5) 法第46条第3項に規定する予防接種（以下「市民に対する予防接種」という。）の実施形態、実施場所等に関すること。
- (6) 市民生活及び経済の安定の確保に関すること。
- (7) 岡山県新型インフルエンザ等対策本部との連携に関すること。
- (8) 関係機関等の連絡調整に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の対策に関すること。

2 対策本部は、法第8条第1項の規定により作成された市行動計画の定めるところにより前項各号に掲げる事項に係る必要な対策を実施するものとする。

(部の組織)

第4条 条例第4条の規定による部及び部長並びにその所属部局及び所掌事務は、別表第2のとおりとする。

(幹事会)

第5条 対策本部の円滑な運営及び部相互間の意思疎通を図るため、対策本部に倉敷市新型インフルエンザ等幹事会（以下「幹事会」という。）を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は副本部長を、幹事は別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 4 幹事長は、必要に応じて関係部局の課長等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 対策本部内の情報伝達その他の事務を処理するため、対策本部に事務局を置く。

- 2 事務局に別表第4の左欄に掲げる職を置き、当該右欄に定める職員をもって充てる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、対策本部及び部に関し必要な事項は本部長が、幹事会に関し必要な事項は副本部長が別に定める。

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言前の対策本部)

第8条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言前に倉敷市新型インフルエンザ等対策本部を設置する場合における当該対策本部の組織及び運営については、法第34条第2項及び第35条、条例並びに第2条から前条までの規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

水道事業管理者、企画財政局長、総務局長、市民局長、環境リサイクル局長、保健福祉局長、文化産業局長、建設局長、教育次長、市長公室長、危機管理監、倉敷市保健所長、市民病院長、くらしき情報発信課長

別表第2（第4条関係）

部	部長	所属部局	所掌事務
危機管理対策部	危機管理監	市長公室、防災危機管理室	<ol style="list-style-type: none">1 対策本部の設置及び運営に関すること。2 市民への情報提供及び緊急広報に関すること（他部に係るものを除く。）。3 社会活動、事業活動等の自粛要請等に関すること（他部に係るものを除く。）。4 電気、ガス、電話等ライフラインの事業者との連絡等に関すること。5 救援等の総合調整に関すること。6 周辺自治体等との連携に関すること。7 所属部局の所管に係る業務の業務継続計画の実施に関すること。

部	部長	所属部局	所掌事務
総務対策部	総務局長	企画財政局、総務局、出納室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、	1 職員の緊急動員、派遣、受入等に関すること。 2 職員への活動支援に関すること。 3 職員の安否確認等に関すること。 4 職員への感染予防策等に係る啓発に関すること。 5 備蓄物資の調達及び配布に関すること。 6 対策用予算の調整に関すること。 7 対策本部の要請によって土地、建物、物資等が提供されたことに対する損失補償等に関すること。 8 新型インフルエンザ等の対策に要する費用の出納及び物品の調達に関すること。 9 ボランティア団体、外部からの応援隊等の受入調整に関すること。 10 市の業務継続計画の統括に関すること。 11 所属部局の所管に係る施設における状況把握及び感染予防策等の実施に関すること。 12 所属部局の所管に係る業務の業務継続計画の実施に関すること。
市民対策部	市民局長	市民局	1 市民からの相談に関すること。 2 海外渡航者への感染予防策等の注意喚起に関すること。 3 戸籍等の管理及び埋火葬の許可に関すること。 4 所属部局の所管に係る施設における状況把握及び感染予防策等の実施に関すること。 5 所属部局の所管に係る業務の業務継続計画の実施に関すること。
環境対策部	環境リサイクル局長	環境リサイクル局	1 遺体の安置及び処理並びに埋火葬等に関すること。 2 要援護者等への生活必需品の運搬及び供給に関すること。 3 廃棄物及びし尿の処理に関すること。 4 所属部局の所管に係る施設における状況把握及び感染予防策等の実施に関すること。 5 所属部局の所管に係る業務の業務継続計画の実施に関すること。

部	部長	所属部局	所掌事務
保健福祉対策部	保健福祉局長	保健福祉局	<p>1 市全体の発生状況の把握に関すること。</p> <p>2 市民への感染予防策等の広報に関すること。</p> <p>3 特定接種に関すること。</p> <p>4 市民に対する予防接種に関すること。</p> <p>5 社会福祉施設における感染予防策等の指導に関すること。</p> <p>6 要援護者等への生活支援（生活必需品の確保を含む。）等に関すること。</p> <p>7 国及び県との連携に関すること（他部に係るものを除く。）。</p> <p>8 対策本部の設置及び運営の補助に関すること。</p> <p>9 所属部局の所管に係る施設における状況把握及び感染予防策等の実施に関すること。</p> <p>10 所属部局の所管に係る業務の業務継続計画の実施に関すること。</p>
文化産業対策部	文化産業局長	文化産業局、競艇事業局	<p>1 医薬品、食料等特定物資の売渡しに係る協力要請等に関すること。</p> <p>2 緊急物資の運送並びに医薬品及び医療機器の配送に係る協力要請等に関すること。</p> <p>3 観光施設等への感染予防策等の啓発に関すること。</p> <p>4 ホテル等の宿泊施設に係る臨時医療施設の確保に関すること。</p> <p>5 企業の事業活動の自粛等に関すること。</p> <p>6 企業の業務継続計画策定に対する支援に関すること。</p> <p>7 外国人への情報提供に関すること。</p> <p>8 家畜防疫、死亡獣畜の処理等の応援に関すること。</p> <p>9 所属部局の所管に係る施設における状況把握及び感染予防策等の実施に関すること。</p> <p>10 所属部局の所管に係る業務の業務継続計画の実施に関すること。</p>
建設対策部	建設局長	建設局	<p>1 緊急臨時診療所の設営に関すること。</p> <p>2 他部への応援に関すること。</p> <p>3 所属部局の所管に係る施設における状況把握及び感染予防策等の実施に関すること。</p> <p>4 所属部局の所管に係る業務の業務継続計画の実施に関すること。</p>

部	部長	所属部局	所掌事務
消防対策部	消防局长	消防局	1 重症患者の搬送に関すること。 2 隊員への感染予防策等の実施に関すること。 3 所属部局の所管に係る施設における状況把握及び感染予防策等の実施に関すること。 4 所属部局の所管に係る業務の業務継続計画の実施に関すること。
水道対策部	水道事業管理者	水道局	1 飲料水の供給確保に関すること。 2 所属部局の所管に係る施設における状況把握及び感染予防策等の実施に関すること。 3 所属部局の所管に係る業務の業務継続計画の実施に関すること。
教育対策部	教育次長	教育委員会事務局	1 学校等施設を使用した予防接種会場、臨時医療施設等の運営に係る他部への協力に関すること。 2 所属部局の所管に係る施設における状況把握及び感染予防策等の実施に関すること。 3 所属部局の所管に係る業務の業務継続計画の実施に関すること。

別表第3（第5条関係）

総務局長、保健福祉局長、消防局長、教育次長、危機管理監、倉敷市保健所長

別表第4（第6条関係）

職	職員
事務局長	防災危機管理室長
事務局次長	保健福祉推進課長
事務局員	防災危機管理室、保健福祉推進課及び倉敷市保健所の職員

【用語解説】

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というの、これらの亜型を指している。）

○ （新型）インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内の感染が報告されている。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関： 新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症もしくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させ

る医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院もしくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症もしくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ具体的な対象範囲が決まる。例；患者と同居する家族等）。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウィルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

倉敷市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年7月

倉敷市保健所

〒710-9834 倉敷市笹沖 170 番地

電話 086-434-9800

FAX 086-434-9805